

第 1 2 号議案

亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部
を改正する条例の制定について

亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）
等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月30日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部
を改正する条例

（亀岡市税外収入滞納金督促条例の一部改正）

第1条 亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下

「特例基準割合適用年」という。) 」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(亀岡市国民健康保険条例の一部改正)

第 3 条 亀岡市国民健康保険条例 (昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合 (当該年の前年に) 」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 () に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。) 」に改め、「 (以下「特例基準割合適用年」という。) 」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(亀岡市介護保険条例の一部改正)

第 4 条 亀岡市介護保険条例 (平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号) の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「特例基準割合 (当該年の前年に) 」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 () に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。) 」に改め、「 (以下「特例基準割合適用年」という。) 」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 5 条 亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例 (昭和 5 6 年亀岡市条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合 (当該年の前年に) 」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 () に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。) 」に改め、「 (以下「特例基準割合適用年」という。) 」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市税外収入滞納金督促条例、亀岡市後期高齢者医療に関する条例、亀岡市国民健康保険条例、亀岡市介護保険条例及び亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部
を改正する条例案要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、地方税の延滞金の割合を元に延滞金の割合を定めている条例について、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和3年1月1日から施行すること。